

食の安全・安心を語る会



安全で安心できる食生活の実現を目指し、食品の安全性・信頼性の確保に関する施策を総合的、計画的に推進するためには、生産者、事業者、消費者など関係者がそれぞれの役割を果たすことが必要です。

県では、『食の安全・安心に関する条例（仮称）』の平成24年4月の施行に向け、現在、制定作業を進めています。

今回、この条例に盛り込むべき内容について、意見交換を行います。

多くの皆様のご意見をお聞かせ下さい。

また、食品の安全性に関するテーマとして、消費者の皆さんが高い関心をお持ちの「食品添加物」についても、その種類、使用基準や表示制度等について一緒に学びます。

| | 日時 | 場所 | 定員 |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------|--------|
| 第2回 | 11月16日（水） 午前10時～12時 （受付9:30～） | 富士吉田合同庁舎大会議室 （富士吉田市上吉田1-2-5） | 80名程度 |
| 第3回 | 11月16日（水） 午後3時～5時 （受付2:30～） | 北巨摩合同庁舎101会議室 （韮崎市本町4-2-4） | 100名程度 |

〈内容〉

○意見交換

「食の安全・安心に関する条例（仮称）」の制定内容について

○情報提供

「食品添加物」と「食品表示」について

参加
無料

〈申込み〉裏面の申込書にご記入の上、FAXでお送りいただくか、電話によりお申し込みください。

〈申込み・問い合わせ先〉

山梨県消費生活安全課

電話：055-223-1588 FAX：055-223-1587

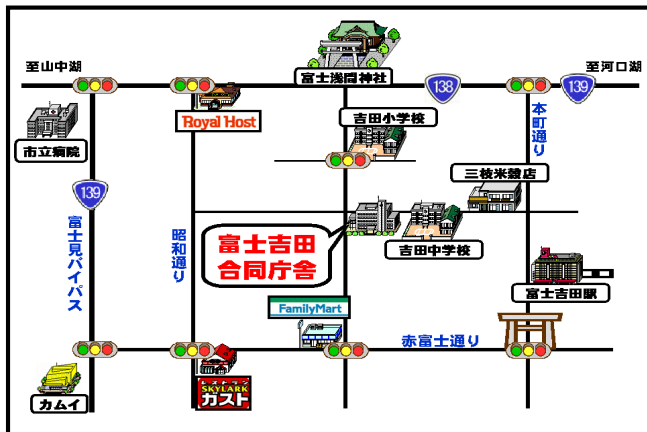
食の安全・安心を語る会 申込書

■参加日 (どちらかに○をつけてください)

| | |
|--|---------------------|
| | 第2回 (午前, 会場: 富士吉田市) |
| | 第3回 (午後, 会場: 韮崎市) |

| | | | |
|--------------|---|--|----|
| 団体名又は 個人名 | | | |
| (記載者名) | | | |
| 連絡先 | | | |
| 参加者名 | 1 | | 6 |
| | 2 | | 7 |
| | 3 | | 8 |
| | 4 | | 9 |
| | 5 | | 10 |

午前



午後

